

注意

三大成人病長期療養コースは既加入者専用の制度です。
新規加入のお取扱いはございません。

意向確認【ご加入前のご確認】

三大成人病長期療養コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご継続にあたってはご意向に沿った内容をご確認ください。

三大成人病長期療養コース

特定3疾病による就業障害のみ
補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】
※三大成人病充実コースとセットでお申し込みください。
契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

●特定3疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により免責期間60日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

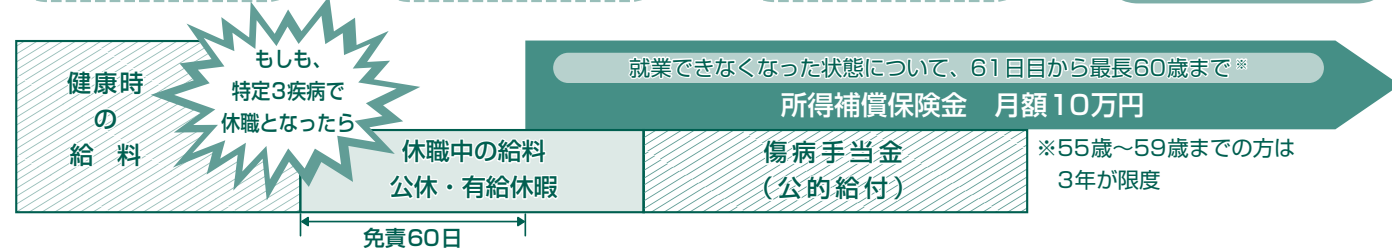
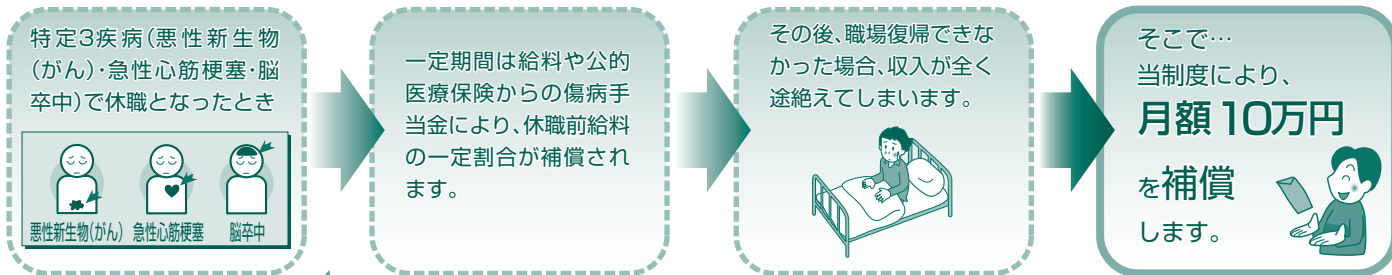
■制度内容【加入対象区分：本人】

特定3疾病による長期休職	免責期間	補償対象期間	お支払い金額
「悪性新生物(がん)」 「急性心筋梗塞」 「脳卒中」で長期休職になられた場合	60日	60歳 (契約年齢が 55～59歳の方は3年)	月額 10万円

お支払いの対象となる疾病		保険金のお支払い事由
悪性新生物(がん)	上皮内がん※1および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く悪性新生物	保険期間中に発病※2した特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間60日を超えて継続したとき。
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症は除く)	
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓、脳塞栓)	

※1 「上皮内がん」とは、がんの進行段階が極めて早期にあるもので、がん細胞の増殖が上皮基底膜内にとどまり、基底膜を越える浸潤を認めないものをいいます。

※2 悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された場合に限りです。詳細は、パンフレットの「特定3疾病の定義」を参照願います。



■補償額と月額掛金

保険金月額、被保険者の平均月間所得額を越えないようにご加入ください。

年齢(満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(Vコース)
15歳～54歳	60日	60歳	一律 1,560円
55歳～59歳		3年	

*年齢は令和5年10月1日現在の満年齢です。
*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など